

運輸安全マネジメント（貨物）の取組について

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

貨物運送事業者にとって、「輸送の安全確保」は最大の使命です。
私たち下北交通株式会社は運輸安全マネジメントの導入にあたり、「安全はすべてに優先する」を安全スローガンとして取組んでおります。

下北交通株式会社

1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 「輸送の安全の確保に関する基本理念」「安全は全てに優先する」
お客様の大切な荷物を目的地まで安全ルートに従って、確実に輸送することが私たち貨物運送事業者の最大の使命です。
- (2) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、関係法令を遵守し輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- (3) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することに、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2、輸送の安全に関する目標及び目標達成状況

(1) 目標（令和3年度）

①重大事故をゼロにする。	目標	0件
②有責事故をゼロにする	目標	0件
③追突事故の撲滅	目標	0件
④後退時の事故の撲滅	目標	0件
⑤飲酒・酒気帯び運転の防止	目標	0件

(2) 目標達成状況（令和2年度）

目 標	結 果	目標達成状況	
①重大事故をゼロにする	0件	0件	目標達成
②有責事故をゼロにする	0件	0件	目標達成
③追突事故をゼロにする	0件	0件	目標達成
④後退時の事故	0件	0件	目標達成
⑤飲酒・酒気帯び運転	0件	0件	目標達成

(3) 目標達成のための計画

- ①事故、ヒヤリ・ハット情報の収集と分析結果の活用
- ②重大事故等の発生に備えた「非常時報告連絡体制」に基づく機能訓練の実施
- ③「安全重点施策」について四半期ごとの進捗状況の把握
- ④事故の当事者が考える再発防止策を事故防止委員会で検証
- ⑤運転マナー教育

3、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計

令和3年度発生件数 0件 ※ 自動車事故報告規則第2条に規程する事故は発生していません。

4、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・交通安全運動等の交通事故防止活動への積極的な参加
- ・適正診断の計画的な実施
- ・運転手及び運行管理者の外部講習等への参加
- ・運転手に対する添乗指導の実施
- ・健康診断の結果を重視した再検査等の促進
- ・睡眠時無呼吸症候群の検査実施の継続

5、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令（緊急時）系統図（別紙 1、2）

6、内部監査 未実施（実施については現在検討中）